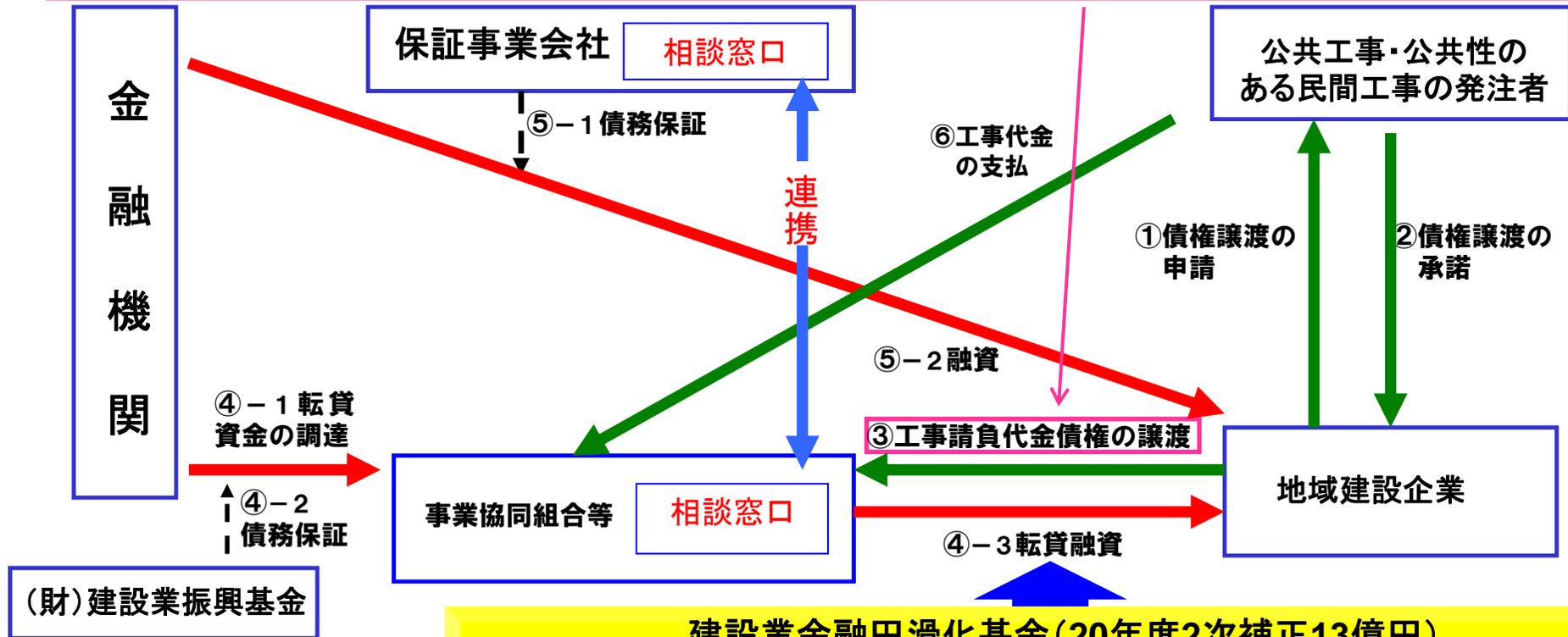


# 地域建設業経営強化融資制度

- 公共工事等の請負代金債権を担保に、簡易・迅速に融資を実行。
- 工事の出来高を超えた未完成部分を含め融資を実行。

天災等の不可抗力により生じる「発注者負担額[=(天災発生時における出来高相当額－減少後の出来高相当額)－請負代金額の1/100]」に係る債権についても制度の対象として、融資を受けることが可能。



- 建設企業の負担する調達金利について、1.2%を上限に助成
- 事業協同組合等の実施する出来高査定等の事務経費を15万円を上限に助成

# 公共工事標準請負契約約款第29条について

(不可抗力による損害)

第二十九条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。) 発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。) により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五十一条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。) の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十七条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。) 及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第六項において「損害合計額」という。) のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。

5・6 (略)

- 請負代金額:100 地震時における出来高:90 (被災による)減少後の出来高:40 の場合  
→減少分の出来高50(90 - 40)のうち、受注者負担:1 発注者負担:49 となる。  
(受注者は、工事を完成させれば、完成後の出来高100 + 発注者負担49 = 149 を受け取ることが可能)

